



# 山形県公報

平成18年3月14日(火)  
第1724号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                                              |                  |
|----------------------------------------------|------------------|
| 山形県私立学校規則の一部を改正する規則.....                     | ( 学術振興課 ) ...319 |
| 山形県建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則..... | ( 建築住宅課 ) ...322 |

### 訓 令

|                                                  |              |
|--------------------------------------------------|--------------|
| 山形県建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する規則取扱規程の一部を改正する訓令..... | ( 同 ) ...323 |
|--------------------------------------------------|--------------|

### 告 示

|                        |                           |
|------------------------|---------------------------|
| 救急病院等の告示.....          | ( 健康福祉企画課 ) ... 同         |
| 土地改良事業の計画変更の認可.....    | ( 村山総合支庁農村計画課 ) ... 同     |
| 土地改良事業の工事の完了に係る届出..... | ( 庄内総合支庁農村計画課 ) ... 同     |
| 都市計画事業の変更の認可.....      | ( 都市計画課 ) ...324          |
| 同.....                 | ( 同 ) ... 同               |
| 県道の供用の開始.....          | ( 最上総合支庁建設総務課 ) ... 同     |
| 一般国道の供用の開始.....        | ( 置賜総合支庁西置賜総務建築課 ) ...325 |

### 教育委員会関係

#### 告 示

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 山形県教育委員会3月定例会の招集..... | 同 |
|-----------------------|---|

### 公 告

|                                               |                       |
|-----------------------------------------------|-----------------------|
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....                     | ( 村山総合支庁企画振興課 ) ... 同 |
| 大規模小売店舗の変更の届出.....                            | ( 商業経済交流課 ) ...326    |
| 大規模小売店舗の廃止の届出.....                            | ( 同 ) ... 同           |
| 警備業法の一部を改正する法律附則第5条の規定による検定合格者審査に係る試験の実施..... | ( 公安委員会 ) ...327      |

### 正 誤

## 規 則

山形県私立学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成18年3月14日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第15号

山形県私立学校規則の一部を改正する規則  
山形県私立学校規則(昭和52年9月県規則第51号)の一部を次のように改正する。

第3条中「次のとおり」を「12名」に改め、同条各号を削る。

第5条第5号を削り、同条第6号中「(学校法人を除く。)」を削り、同号を同条第5号とし、同条中第7号を第6号とする。

第6条第3項中「第2条第1項第2号」を「第2条第6号」に改める。

別表第1中「学校(各種学校)経費及び維持方法変更届出書」を「学校経費の見積り及び維持方法変更届出書」に、「学校教育法施行規則第2条第1項(同省令第78条において準用する場合を含む。)」を「学校教育法施行令第27条の2第1項、同政令第27条の3」に、

|                                                 |                                     |               |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------|---------------|
| 小学校(中学校)二部授業<br>実施届出書                           | 学校教育法施行規則第<br>2条第1項                 | 別記様式第7号の<br>2 |
| 小学校(中学校)学級編成<br>(学級編成変更)届出書                     | 学校教育法施行規則第<br>2条第1項                 | 別記様式第8号       |
| 高等学校専攻科(別科)設<br>置届出書、専修学校学科<br>設置に係る学則変更届出<br>書 | 学校教育法施行規則第<br>2条第1項、学校教育法<br>第82条の9 | 別記様式第9号       |
| 高等学校専攻科(別科)廃<br>止届出書、専修学校学科<br>廃止に係る学則変更届出<br>書 | 学校教育法施行規則第<br>2条第1項、学校教育法<br>第82条の9 | 別記様式第10号      |

を

|                                                 |                                       |          |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------|----------|
| 高等学校専攻科(別科)設<br>置届出書、専修学校学科<br>設置に係る学則変更届出<br>書 | 学校教育法施行令第27<br>条の2第1項、学校教育<br>法第82条の9 | 別記様式第9号  |
| 高等学校専攻科(別科)廃<br>止届出書、専修学校学科<br>廃止に係る学則変更届出<br>書 | 学校教育法施行令第27<br>条の2第1項、学校教育<br>法第82条の9 | 別記様式第10号 |

に、「第82条の10第1項」を「第82

条の11第1項」に、

|                          |                      |                |
|--------------------------|----------------------|----------------|
| 登記完了届出書                  | 私立学校法施行規則第<br>13条第1項 | 別記様式第20号       |
| 学校法人理事長(監事)就<br>任(退任)届出書 | 私立学校法施行規則第<br>13条第2項 | 別記様式第20号の<br>2 |
| 教職員異動届出書                 | 第6条第1号               | 別記様式第21号       |
| 生徒等事故届出書                 | 第6条第2号               | 別記様式第22号       |
| 被害状況届出書                  | 第6条第3号               | 別記様式第23号       |
| 学校行事届出書                  | 第6条第4号               | 別記様式第24号       |
| 学校法人理事異動届出書              | 第6条第5号               | 別記様式第25号       |
| 代表者異動届出書                 | 第6条第6号               | 別記様式第26号       |
| 授業停止届出書                  | 第6条第7号               | 別記様式第27号       |

を

|                                           |                |            |
|-------------------------------------------|----------------|------------|
| 登記完了届出書                                   | 私立学校法施行令第1条第1項 | 別記様式第20号   |
| 学校法人理事(監事)就任(退任)届出書、学校法人理事長職務代理等開始(終了)届出書 | 私立学校法施行令第1条第2項 | 別記様式第20号の2 |
| 教職員異動届出書                                  | 第5条第1号         | 別記様式第21号   |
| 生徒等事故届出書                                  | 第5条第2号         | 別記様式第22号   |
| 被害状況届出書                                   | 第5条第3号         | 別記様式第23号   |
| 学校行事届出書                                   | 第5条第4号         | 別記様式第24号   |
| 代表者異動届出書                                  | 第5条第5号         | 別記様式第26号   |
| 授業停止届出書                                   | 第5条第6号         | 別記様式第27号   |

に改める。

別記様式第1号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「第4条」を「第4条第1項」に、「第82条の8」を「第82条の8第1項」に、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記様式第2号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「第4条」を「第4条第1項」に、「第82条の8」を「第82条の8第1項」に改める。

別記様式第3号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「第4条」を「第4条第1項」に、「第82条の8」を「第82条の8第1項」に、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記様式第4号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、

「学校(各種学校)経費及び維持方法 変更届出書」を「学校(各種学校)目的 学校経費の見積り及び維持方法 変更届出書」に、  
「学校等名称」を「学校等名称」に

「各種学校)経費」を「各種学校)経費の見積り」に、「学校教育法施行規則(第78条において準用する)第2条第1項」を「学校教育法施行令第27条の2第1項」に改める。

別記様式第5号から別記様式第7号までの規定中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「学校教育法施行規則(第78条において準用する)第2条第1項」を「学校教育法施行令第27条の2第1項」に、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記様式第7号の2を削る。

別記様式第8号を次のように改める。

別記様式第8号 削除

別記様式第9号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「学校教育法施行規則第2条第1項」を「学校教育法施行令第27条の2第1項」に、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記様式第10号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「学校教育法施行規則第2条第1項」を「学校教育法施行令第27条の2第1項」に改める。

別記様式第11号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「第82条の10第1項」を「第82条の11第1項」に改める。

別記様式第13号から別記様式第16号までの規定中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記様式第17号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「法人解散登記簿謄本」を「法人解散登記事項証明書」に改める。

別記様式第18号及び別記様式第19号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「登記簿謄

本」を「登記事項証明書」に改める。

別記様式第20号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「私立学校法施行規則第13条」を「私立学校法施行令第1条第1項」に、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記様式第20号の2中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「学校法人理事長(監事) 就任(退任)届出書」を「学校法人 理事長(監事) 就任(退任)届出書」に、「理事長(監事)が就任(退任) 理事長職務代理等開始(終了)」を「理事長(監事)が就任(退任)した」に、「私立学校法施行規則第13条第2項」を「私立学校法施行令第1条第2項」に、「就任者」を「就任者(理事長の職務を代理する(行う) 理事)」に、「就任年月日」を「就任(代理等開始)年月日」に、「退任者 住所」を「退任者(理事長の職務の代理をやめた理事)」に、「退任年月日」を「退任(代理終了)年月日」に、「新任者」を「就任者」に、「履歴書、身分証明書及び印鑑証明書」を「履歴書(新任者に限る。)及び誓約書(役員が私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面)」に、「理事会の決議録の謄本」を「寄附行為所定の手続を経たことを証する書類」に、「監事が」を「監事就任の場合は、監事が」に、「職員」を「職員若しくは評議員」に改め、同様式の注書を削る。

別記様式第25号を次のように改める。

別記様式第25号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月14日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第16号

山形県建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する規則(平成9年3月県規則第33号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条第3項」を「第7条第4項」に改める。

第3条第1項中「第5条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第2項中「第5条第1項」を「第8条第1項」に、「第3条に規定する特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針」を「第4条第1項に規定する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に改める。

第4条第1項中「第6条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第5条中「第7条」を「第10条」に改める。

第7条中「第5条第1項、法第6条第1項」を「第8条第1項、法第9条第1項」に改める。

別記様式第1号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「第4条第3項の規程」を「第7条第4項の規定」に、同様式の注書第1項中「法第3条に規定する指針」を「法第4条第1項に規定する基本方針」に改め、同注書第2項中「並びに第3条第2項の表に規定する図書のうち付近見取図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図」を削る。

別記様式第2号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「第5条第3項」を「第8条第3項」に、「第6条第1項」を「第9条第1項」に改める。

別記様式第3号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「第7条」を「第10条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令

## 山形県訓令第4号

土 木 部  
総 合 支 庁

山形県建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する規則取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月14日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する規則取扱規程の一部を改正する訓令

山形県建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する規則取扱規程（平成9年3月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第5条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第2条中「第6条第1項」を「第9条第1項」に改める。

別記様式中「第5条第1項」を「第8条第1項」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第192号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成18年3月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称                   | 所 在 地               | 認 定 期 間                      |
|-----------------------|---------------------|------------------------------|
| 最上町立最上病院              | 最上郡最上町大字向町64番地の3    | 平成18年4月1日から<br>平成21年3月31日まで  |
| 小国町立病院                | 西置賜郡小国町大字あけぼの一丁目1番地 | 平成18年3月14日から<br>平成21年3月13日まで |
| 医療法人社団山形愛心会<br>庄内余目病院 | 東田川郡庄内町松陽一丁目1番1号    | 平成18年5月12日から<br>平成21年5月11日まで |

## 山形県告示第193号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年3月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
龍湖土地改良区（維持管理事業）
- 2 認可年月日  
平成18年3月7日

## 山形県告示第194号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成18年3月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 届出者の名称 | 地区名   | 事業の名称       | 工事完了年月日     |
|--------|-------|-------------|-------------|
| 酒田 市   | 大川渡箕輪 | 農地等高度利用促進事業 | 平成17年12月22日 |

## 山形県告示第195号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年3月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 施行者の名称  
東根市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 東根都市計画下水道事業  
(2) 名称 東根公共下水道
- 3 変更内容  
(1) 収用の部分 変更なし  
(2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間  
昭和51年9月22日から平成23年3月31日まで

## 山形県告示第196号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年3月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 施行者の名称  
西川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 西川都市計画下水道事業  
(2) 名称 西川町公共下水道
- 3 変更内容  
(1) 収用の部分 変更なし  
(2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間  
平成6年9月27日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示第197号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月7日から同月27日まで縦覧に供する。

平成18年3月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 平田鮭川線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字佐渡字曲戸下600番37から  
同 字鶴田野2175番27まで
- 3 供用開始の期日 平成18年3月17日

## 山形県告示第198号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成18年3月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成18年3月14日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲字上町1210番5から  
同 字石那田1688番2まで
- 3 供用開始の期日 平成18年3月16日

## 教育委員会関係

### 告 示

## 山形県教育委員会告示第6号

山形県教育委員会3月定例会を次のとおり招集した。

平成18年3月14日

山形県教育委員会  
委員長 伊藤 晴夫

- 1 招集の日時 平成18年3月16日(木) 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 公立幼稚園の設置の認可について
  - (2) 山形県スポーツ及び芸術奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則の設定について
  - (3) 山形県スポーツ及び芸術奨学生選考委員会規程を廃止する訓令の制定について
  - (4) 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
  - (5) 山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - (6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について
  - (7) 教育委員会職員の人事について
  - (8) 教職員の人事について

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成18年3月14日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年3月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 ふれあいにこの丘
  - (2) 代表者の氏名  
荒井 智子
  - (3) 主たる事務所の所在地

山形市小立三丁目8番39-4号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、福祉サービスに関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成18年7月14日まで縦覧に供する。

平成18年3月14日

山形県知事 齋 藤 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

山交ビル

山形市香澄町三丁目2番1号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマコー 山形市鉄砲町二丁目13番18号

代表取締役 武田 吉則

3 変更する事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前)11,830平方メートル

(変更後)9,757平方メートル

4 変更年月日

平成18年3月18日

5 届出年月日

平成18年3月2日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成18年7月14日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

平成18年3月14日

山形県知事 齋 藤 弘

1 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社みちのく芭蕉庵 山形市飯塚町1871番地の1

代表取締役 武田 篤永

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社タケダスポーツ山形清住店

山形市清住町三丁目9番30号

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする日

平成18年2月10日



警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による検定合格者審査に係る学科試験及び実技試験を次のとおり実施する。

平成18年3月14日

山形県公安委員会  
委員長 鑑 谷 誠 一

| 種別及び級                | 日 時           |                 | 受 付 期 間                                      |                    | 定 員 |
|----------------------|---------------|-----------------|----------------------------------------------|--------------------|-----|
|                      | 期 日           | 時 間             | 期 間                                          | 時 間                |     |
| 交通誘導<br>警備業務<br>(2級) | 平成18年4月17日(月) | 午後1時から午後4時30分まで | 平成18年3月20日(月)から同年3月27日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。) | 午前8時30分から午後5時15分まで | 30人 |

1 審査を行う警備業務の種別及び級並びに審査の日時、受付期間及び定員

2 審査場所

山形市平久保100番地 山形国際交流プラザ(山形ビッグウイング)4階

3 審査対象者

審査対象者は、住所地若しくはその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地が山形県内にある者又は山形県公安委員会から警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(以下「旧規則」という。)第8条の合格証の交付を受けた者であって、規則附則第6条第6号に定める者とする。ただし、規則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

4 審査手続

(1) 審査の申込み

審査を受けようとする者は、山形県内の最寄りの警察署に、次に掲げる書類を添付した審査申請書を提出すること。ただし、申請者の住所地及びその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地が山形県内にある場合にあってはア又はイに掲げるいずれかの書面を、申請者が山形県公安委員会から旧規則第8条の合格証の交付を受けた者である場合にあってはア及びイに掲げる書面を、それぞれ添付することを要しない。

ア 住所地が山形県内にある者にあっては、その者の住所地を疎明する書面

イ 警備員でその者が属する営業所の所在地が山形県内にあるものにあっては、当該営業所に属することを疎明する書面

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの1葉

エ 旧規則第8条の合格証の写し

(2) 審査手数料

4,700円

(3) 申込み上の注意事項

ア 申請者数が定員に達したときは、受付期間内であっても申込みを締め切る。

イ 審査手数料は、山形県証紙で納付すること。

5 審査事項等

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 審査の順序等

審査は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

6 その他

(1) 審査当日は、筆記用具を持参すること。

(2) 本講習についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全企画課(電話023(626)0110内線3032)又は山形県内の各警察署に行うこと。

| 発行年月日    | 県公報<br>番号 | ページ | 正<br>行 | 誤     | 正              |
|----------|-----------|-----|--------|-------|----------------|
| 平成18.3.3 | 第1721号    | 275 | 27     | 南陽警察署 | 南陽警察署<br>米沢警察署 |